

○平成6年6月3日（金）（第3回）

災害対策の基本施策に関する件について左藤国土庁長官から所信を聴いた。  
平成6年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月21日（火）（第4回）

雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、緊急情報基盤整備に関する件、防災基本計画見直しに関する件等について左藤国土庁長官、政府委員、建設省、自治省、消防庁及び気象庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第5回）

請願第2608号外1件を審査した。  
災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。  
閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 【政治改革に関する特別委員会】

### （1）審議概観

第129回国会において政治改革に関する特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出4件、本院提出1件であり、5件すべてが成立した。また、本委員会付託の請願3種類26件は、いずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、第1に、衆議院議員の選挙制度について、衆議院議員の定数を、小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人に改めるとともに、比例代表選出議員の選挙については、全都道府県の区域を11に分けた各選挙区において行うこと、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等の得票率要件を100分の2以上であるものに改めるとともに、衆議院名簿届出政党等については、名簿登載者数が当該選挙区の定数の10分の2以上であるものに改めること、また重複立候補は、比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域内の小選挙区に係る候補者についてできることとする。第2に、戸別訪問について、何人も選挙に関し、戸別訪問

をすることができないこととすること。第3に、あいさつ状の禁止について、公職の候補者等が選挙区内にある者に対して出してはならないあいさつ状は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するものとする事等である。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案は、その施行期日を公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布の日から施行することとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、第1に、政党要件の基準となる参議院議員の通常選挙の範囲を前回又は前々回の通常選挙に改めるとともに、得票率要件を100分の2以上であるものに改めることとすること。第2に、会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対して年間50万円を限度に寄付をすることができることとするとともに、施行日から5年を経過した場合にこれを禁止する措置を講ずることとすること等である。

政党助成法の一部を改正する法律案は、第1に、政党交付金の対象となる政党要件の基準となる参議院議員の通常選挙の範囲を前回または前々回の通常選挙に改めるとともに、得票率要件を100分の2以上であるものに改めること。第2に、政党助成法の運用等について、政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については、民主的かつ公正なものとする事とともに、国民の信頼にもとることのないよう、政党交付金を適切に使用しなければならないものとする事。第3に、政党の届出について、政党交付金の交付を受けようとする政党は、当該政党の本部及び各支部の前年における収入の総額を合計した額から政党交付金、借入金及び本部や各支部において重複計上された額を控除した前年の収入総額を計算書等を添付して自治大臣に届け出なければならないこととすること。第4に、政党交付金の交付額について、その年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付限度額は、その政党の前年の収入総額の3分の2に相当する額とするとともに、各政党に対する政党交付金の交付は毎年、7月、10月、12月に行うこととすること等である。

委員会においては、衆議院議員選挙制度の改正に伴う参議院議員の選挙制度のあり方、衆議院議員比例選挙の執行体制、記号式投票制度の問題点、衆議院

議員選挙区画定審議会委員の任命時期と人選方針、政党の法人格付与の必要性、政党の今後のあるべき姿、資金管理団体への企業・団体献金の5年後禁止の手法、供託金額の妥当性、政治活動の自由と政党ビラ・ポスターの禁止の妥当性、腐敗防止法制定の必要性、重複立候補制度のあり方、ブロック制導入と民意の反映、身体障害者・海外在住者の政治参加などの質疑が行われ、討論の後、4法律案はいずれも多数をもって可決された。

公職選挙法等の一部を改正する法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における選挙区間の人口と定数の不均衡を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改め、宮城県を2人から4人に、埼玉県を4人から6人に、神奈川県を4人から6人に、岐阜県を2人から4人に、それぞれ増員し、北海道を8人から4人に、兵庫県を6人から4人に、福岡県を6人から4人に、それぞれ減員するとともに、衆議院議員の選挙制度改正に関連して、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の得票率要件を100分の2以上とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参議院選挙区選出議員の定数における平等原則の実現、8増8減を提案した根拠、今後の抜本改革への取り組みなどの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

#### 〔国政調査〕

6月22日、政治改革に関する調査のため、参考人として、衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君及び同審議会会長代理味村治君の出席を求め、石川参考人から「衆議院議員選挙区画定審議会の区割り案の作成方針」に関して、意見を聴取し、味村参考人に対し、区割り案作成方針の性格、選挙区の本質論、区割り決定に際しての原則の例外、市町村の分区問題、都道府県知事の意見聴取の意義、この中間報告の性格、勧告後における区割りの法案化への政府の対応、政党の選挙公約の意義、即時解散・総選挙の必要性、区割り作成における格差是正のための基準などの質疑を行った。

#### (2) 委員会経過

○平成6年2月16日(水)(第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年3月2日（水）（第2回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案案

（衆第2号）（衆議院提出）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

（衆第3号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆第4号）（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）

以上4案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長石井一君より趣旨説明を聴いた後、同君、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理太田昭宏君、同堀込征雄君、同細田博之君、細川内閣総理大臣、久保田経済企画庁長官、広中環境庁長官、羽田外務大臣、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、大内厚生大臣、佐藤自治大臣、山花国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年3月3日（木）（第3回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案案

（衆第2号）（衆議院提出）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

（衆第3号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆第4号）（衆議院提出）

政党助成法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）

以上4案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長石井一君、細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤国務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第2号・衆第3号・衆第4号・衆第5号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院

○平成6年6月21日（火）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員松浦功君から趣旨説明を聴き、同君及び参議院法制局当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（参第4号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年6月22日（水）（第5回）

参考人の出席を求めることを決定した。

衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する件について参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君から報告を聴いた後、羽田内閣総理大臣、石井自治大臣及び参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長代理味村治君に対し質疑を行った。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第79号外25件を審査した。

政治改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- 本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
4	公職選挙法等の一部を改正する法律案	松浦 功君 外 7名 (6. 6. 20)	6. 6. 21	6. 6. 22	6. 6. 21	6. 6. 21 可決	6. 6. 22 可決	6. 6. 22 (予) 政治改 革調査 特委	6. 6. 23 可決	6. 6. 23 可決	

- 衆議院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
2	公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	政治改革に 関する調査 特別委員長 (6. 3. 1)	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 3 可決	6. 3. 4 可決			6. 3. 1 可決	
3	衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	政治改革に 関する調査 特別委員長 (3. 1)	3. 1	3. 1	3. 1	3. 3 可決	3. 4 可決			3. 1 可決	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
4	政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	政治改革に関する調査特別委員長 (6. 3. 1)	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 1	6. 3. 3 可決	6. 3. 4 可決			6. 3. 1 可決	
5	政党助成法の一部を改正する法律案	政治改革に関する調査特別委員長 (3. 1)	3. 1	3. 1	3. 1	3. 3 可決	3. 4 可決			3. 1 可決	

## (4) 成立議案の要旨

### 公職選挙法等の一部を改正する法律案（参第4号）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 1 参議院選挙区選出議員の定数を次のように改正する。

##### (1) 定数を増員する選挙区

宮城県	4人（現行2人）
埼玉県	6人（現行4人）
神奈川県	6人（現行4人）
岐阜県	4人（現行2人）

##### (2) 定数を減員する選挙区

北海道	4人（現行8人）
兵庫県	4人（現行6人）
福岡県	4人（現行6人）

#### 2 参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等の得票率要件について、直近に行われた衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙における当該政党等の得票総数が有効投票総数の100分の2以上（現行100分の4以上）であることに緩和する。

#### 3 参議院の名簿届出政党等が行う新聞広告の公費負担について、当該選挙における政党等の得票総数が有効投票総数の100分の1以上に限り行うものとする。

#### 4 この法律は、公布の日から施行する。

### 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第2号）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 1 衆議院議員の選挙制度に関する事項

- (1) 衆議院議員の定数のうち、300人を小選挙区選出議員、200人を比例代表選出議員とする。



(2) 比例代表選出議員は、全都道府県の区域を11に分けた選挙区において選挙する。

選挙区	都道府県	議員数
北海道	北海道	9人
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	16人
北関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県	21人
南関東	千葉県、神奈川県、山梨県	23人
東京都	東京都	19人
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県	13人
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	23人
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	33人
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	13人
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	7人
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	23人

(3) 立候補

- ① 小選挙区選出議員の選挙の候補者届出政党の要件のうち、直近の衆議院総選挙及び参議院通常選挙の得票率の要件は100分の2とする。
- ② 比例代表選出議員の選挙の名簿届出政党等の要件のうち、直近の衆議院総選挙及び参議院通常選挙の得票率の要件は100分の2とし、名簿登載者の数の要件は当該選挙区の定数の10分の2以上とする。
- ③ 重複立候補は、比例代表選挙の区域内の小選挙区選出議員選挙の候補者のみ認める。
- ④ 重複立候補者を除く名簿登載者の数は、選挙区ごとに当該比例代表選挙区で選挙すべき数を超えることができない。

(4) 名簿届出政党等の当選人の数の決定につき、有効投票総数の100分の3以上の得票のあった政党に限るという要件を撤廃する。

(5) 比例代表選出議員選挙の区域を11に分けたことに伴い、比例代表選出議員選挙の選挙運動は比例代表の選挙区ごとの名簿登載者数に応じて所要の改正を行う。

2 戸別訪問に関する事項

戸別訪問は禁止する。

3 あいさつ状の禁止に関する事項

候補者または公職の候補者となろうとする者が選挙区内の者に対して行うあいさつ状の禁止内容から、改正法で加えた慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためのあいさつ状を除く。

4 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。

**衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（衆第3号）**

**【要旨】**

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

**政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**

(衆第4号)

**【要旨】**

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 政党要件の緩和

「政党」とは、政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいうものとする。

(1) 所属国会議員5人以上を有するもの

(2) 直近における衆議院議員の総選挙または直近における参議院議員の通常選挙もしくは当該参議院議員の通常選挙の直近における参議院議員の通常選挙の得票率が100分の2以上であるもの

2 会社等の資金管理団体に対する寄附

- (1) 会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対して、年間50万円を限度に寄附をすることができるものとする。
- (2) (1)の会社等の資金管理団体に対する寄附については、施行日から5年を経過した場合において、禁止する措置を講ずるものとする。

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

## 政党助成法の一部を改正する法律案（衆第5号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 1 政党交付金の交付の対象となる政党

政党交付金の交付の対象となる政党は、政治団体のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 衆議院議員または参議院議員を5人以上有するもの
- (2) (1)に該当する政治団体に所属していない衆議院議員または参議院議員を有するもので、直近における衆議院議員の総選挙（以下「総選挙」という。）または直近における参議院議員の通常選挙（以下「通常選挙」という。）もしくは当該通常選挙の直近における通常選挙のいずれかの選挙の得票率が100分の2以上であるもの

#### 2 この法律の運用等

政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないものとする。

#### 3 政党の届出に関する事項

政党交付金の交付を受けようとする政党は、前年12月31日現在において算定した当該政党の前年における収入総額（政党の本部及び各支部の前年における収入の総額を合計した額から、当該政党が前年において交付を受けた政党交付金の総額と、当該政党の本部及び各支部の前年における借入金の総額を合計した額と、当該政党の本部及び各支部が前年において当該政党の本部

または支部から供与された交付金の総額を合計した額とを合計した額を控除して得た額をいう。以下同じ。)を、その日の翌日から起算して4月以内(その間に総選挙または通常選挙があった場合には、5月以内)に、自治省令で定める計算書等を添付して自治大臣に届け出なければならないものとする。

#### 4 政党交付金に関する事項

- (1) その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額は、当該政党の前年における収入総額の3分の2に相当する額とする。
- (2) 各政党に対して交付すべき政党交付金は、毎年、7月、10月及び12月にそれぞれ交付するものとする。
- (3) 政党の合併または分割が行われる場合において、その合併により存続する政党または合併もしくは分割により設立される政党に係る交付限度額の算定についての特例を設けるものとする。

#### 5 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行するものとする。
- (2) その他所要の規定を整備するものとする。

### 【 沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 す る 特 別 委 員 会 】

#### (1) 審 議 概 観

##### 〔国政調査・委嘱審査等〕

6月15日、柿澤外務大臣、石田総務庁長官及び佐藤沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

また、同日、委員派遣の報告を聴取した。同派遣は、今期開会中の2月28日から3月2日まで沖縄県において、沖縄県における厚生年金の格差問題及び駐留軍用地の返還等に係る問題等の実情を調査するため実施されたもので、沖縄総合事務局、那覇防衛施設局及び沖縄県等から概況説明等を聴取し、とよみ大橋、沖縄自由貿易地域及び航空自衛隊那覇基地等の視察を行った。

6月21日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度総理府(総務庁(北方対策本部)、沖縄開発庁)及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、沖